

グループ3：再犯防止施策における就労・修学支援

1 前提知識

(1) 再犯防止施策における就労・修学支援の位置づけ

○「再犯防止推進計画」(国)における課題認識

・就労

「刑務所に入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。」(第一次計画)

・修学

「社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い(中略)しかしながら、依然として、少年院出院時に修学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もある。」(第二次計画)

(2) 就労支援

○「刑事司法手続終了者に対する就労支援事業」(R3～)¹

ア 趣旨

刑事司法手続終了後は刑事司法機関による関与が難しいが、本人が自立した生活を送るまでには刑事司法手続の期間だけでは不十分なことがあるため、県が引き継いで十分な期間支援を行う。

イ 内容

①就職活動支援

対象者の適性を踏まえた協力雇用主へのつなぎ等、就職までの支援を行う

②職場定着等支援

就労継続に向けたフォローアップや福祉へのつなぎ等を行う

ウ 支援対象者の紹介ルート

①入口支援：起訴猶予者等を対象とする。広島地方検察庁刑事政策総合支援室から紹介

②出口支援：保護観察終了者等を対象とする。広島保護観察所から紹介

③その他：刑事司法機関以外の支援機関からの紹介

¹ 本事業の前身となる事業として、「非行少年等立ち直り支援事業」を平成30～令和2年度に実施した。この事業を通じて就労支援のニーズは成人においても高いことが明らかになったため、成人も含む形での就労支援事業を令和3年度から開始した。

グループ3：再犯防止施策における就労・修学支援

(3) 修学支援（少年関係施策）

社会生活や就労には一定程度の学力が求められるため、少年に対しては特に修学支援が重要である。現在は、授業料支援パンフレット²及び少年サポートセンター（広島、東広島、福山）のリーフレットを保護観察所及び少年院を通じて配布している。

2 課題認識

	項目	課題
1	「刑事司法手続終了者に対する就労支援事業」	<p>(1) 早期離職への対応 就職後、3か月以内の早期に離職する者が一定数おり、そのほとんどが出奔という態様であった。出奔する人は、相談がほとんどない、コミュニケーションが苦手と感じられる、資格や運転免許証を持っていないといった、一定の傾向がみられた。</p> <p>(2) 複合的な課題への対応 例えば、対象者の約8割は事件時住居がない。これに対しては、支援員が社宅付きの雇用主につなぐなどにより対応しているが、就労先が社宅付きの雇主に制限されてしまうという問題が生じている。また、アルコール依存症や知的障害を抱えていた事例もあり、必要に応じて福祉的・医療的な支援も提供できる体制にする必要性がある。</p>
2	修学支援（少年関係施策）	<p>(1) リーフレット等の配布以外の修学支援の検討 現状ではリーフレットの配布にとどまっており、より有効な修学支援を含め、少年の立ち直りに必要な支援を幅広く検討していく必要がある。</p>
3	その他	<p>(1) 一般就労と福祉的支援の狭間にある者に対する支援 いわゆる境界知能の問題については県計画でも注目しているところであり、認知機能の向上に有効とされるコグトレも含め、最新の研究成果や取組を踏まえた施策のあり方について引き続き検討していく必要がある。</p> <p>(2) 農福連携との連携 農業分野における人手不足と、再犯防止における働き口の不足という、双方の問題の解決につながる点で有意義な取組だと思われるため、引き続き最新の動向について注視していく必要がある。</p>

² 教育委員会教育支援推進課「学費負担を軽減する制度があります！」及び広島県学事課「市立高等学校等の教育費負担を軽減する制度があります。返済は不要です。」の2種類。